

令和3年9月10日（金曜日）

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会

---

令和3年9月10日（金曜日）

---

出席議員（1名）

議長 三浦清人君

---

出席委員（15名）

委員長 山内昇一君

副委員長 村岡賢一君

委員 須藤清孝君

倉橋誠司君

佐藤雄一君

千葉伸孝君

後藤伸太郎君

佐藤正明君

及川幸子君

今野雄紀君

高橋兼次君

星喜美男君

菅原辰雄君

山内孝樹君

後藤清喜君

---

欠席委員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長

佐藤仁君

副町長

最知明広君

総務課長

及川明君

総務課課長補佐  
兼総務法令係長

岩淵武久君

総務課上席主幹  
兼人事係長

加藤信男君

総務課財政係長

渡邊隆史君

農林水産課長

大森隆市君

農林水産課農林業振興係長

阿部大輔君

總 合 支 所 長

三 浦 勝 美 君

---

監查委員部局

代 表 監 查 委 員

芳 賀 長 恒 君

事 務 局 長

男 澤 知 樹 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長

男 澤 知 樹

次 長 兼 總 務 係 長  
兼 議 事 調 査 係 長

高 橋 伸 彦

## 町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の会議の概要

午後1時10分 開会

○委員長（山内昇一君） ただいまより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を開会いたします。

傍聴の申出があり、これを許可しております。

また、報道機関から取材を目的とした撮影の申出があり、これを許可しております。

暑い方は脱衣を許可いたします。

私から、ここで一言御挨拶を申し上げます。

本日は9月会議の最中でしたが、委員の皆様、そして町長、副町長はじめ執行部の皆様にはお疲れのところ大変御出席ありがとうございます。

9月に入りまして肌寒い日がちょっとありましたが、また、昨日あたりは暖かい日ということで、これから次第に秋も深まっていくものと思います。

台風シーズンになりまして、ただいま本町では台風19号の災害復旧工事が進捗しておりますが、大型台風などないように祈りたいと思っております。

本日は、御案内のとおり、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会でございますが、町の内部調査のほうから最終報告書が提示されました。それに基づいて御説明を受け、質疑を進めたいと思います。

また、我々調査委員会といたしましても、今までの審議を取りまとめ、最終委員会を考えております。この後、よろしく願いいたします。

本日の会議は、町当局より南三陸町補助金不正流用事案内部事務調査委員会から町長に報告のあった内容について説明したい旨の申入れがあったことから開催するものであります。

本日の会議の進め方ですが、この後、一旦休憩とし、9月1日に開催された本委員会での発言概要について事務局に説明をさせ、その後、会議を再開したいと思います。

再開後は、事前に委員の皆様へ配付している資料について当局からの説明を受け、その後、各委員から質疑を受けたいと思います。このように進めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。それでは、そのように進めさせていただきます。

早速、会議に入ります。

南三陸町農山村地域活性化推進対策事業補助金の不正流用事案の発生原因等についてを議題といたします。

本日は、説明員として町長、副町長、総務課長、総務課課長補佐、総務課人事係長、総務課財政係長、農林水産課長、農林業振興係長、そして内部事務調査委員の委員長である総合支所長が出席しております。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 5 分 休憩

---

午後 1 時 2 9 分 再開

○委員長（山内昇一君） それでは会議を再開いたします。

事前に配付しております資料、補助金不正流用事案内部事務調査最終報告書及び南三陸町職員分限懲戒審査会規程第 2 条第 1 項各号に掲げる事項に関する調査報告書について、当局の説明を求めます。町長。説明は要点を絞ってお願いします。

○町長（佐藤 仁君） 説明は後でします。

○委員長（山内昇一君） では、お願いします。

○町長（佐藤 仁君） 午前中は本会議で大変皆様方にはお疲れのところ、特別委員会を開催していただきまして厚く御礼を申し上げたいと思います。

ただいまお話のありましたように、補助金の不正流用事案の内部調査につきましては、かねてより調査委員会を立ち上げまして、事情聴取、意見聴取を含めましてこれまで進めてまいりまして、8月に中間報告書を皆様方にお渡しをさせていただきました。

最終報告書が出来上がりましたので、本日はお時間をいただいてこの件について御説明申し上げたいということで特別委員会を開催していただきましたので、どうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。

○委員長（山内昇一君） それでは、総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） それでは、私のほうから最終報告書を御説明させていただきたいと思います。

9月6日に町長のほうに提出させていただきました皆様のお手元にあります最終報告書であります。

以前に中間報告書を提出させていただきましたが、それを改良した形で最終報告書ということで作成いたしました。

まずもって、1ページの部分ですけれども、その違いの部分なんです、(2)としてこれを追加してございます。「調査を進める上では、その背景にある協議会の事務等については、」という部分なんです、この部分を追加してございます。

続きまして、2ページなんですけれども、これまで共通事項、中間報告書では共通事項だけだったんですが、年度ごとの補助金交付事務について、聴取事項と、それから聴取結果概要を今回つけさせていただきました。

それから、10ページの第4の事案発生の要因については、これは変更はございませんので、このまま引用してございます。

それでは、この報告書の最後の部分、第5の再発防止策の部分を追加してございますので、御覧いただきたいと思っております。

12ページでございます。

まず、再発防止策として、(1)法令遵守に向けた意識改革ということの内容でございます。法令遵守に関する研修は抜本的に見直す必要があり、悉皆制により体系的かつ継続的に実施する必要があるということであります。

今般の不正事務を教材に、「なぜ起きたか」「どうしなければならなかったか」「どう対応すべきだったのか」を改めて考える場の一案として、この今回の事案を教材にこれを考えることも一案として考えました。

また、庁内に、仮ですがコンプライアンス委員会を設置し、定期的な法例遵守確認の場を設けることも対応策の一つと考えました。

次の13ページでございます。

(2)組織風土の変革ということで、職員個々が自己啓発を行い、また周囲からの助言を得やすい環境を整えるべきと考えました。まず、そのために課内会議または係内会議の定例化を図り、個人や組織としての課題等を共有し、適切な助言、指導を行い事務の執行体制を確保するという考えでございます。

また、人材育成のための制度確立が求められているために、人事評価制度をやはり確立すべきであるという趣旨でございます。それから、係長の職以上については責任が明確化されている以上、その任に当たる本人の「意思」が重要であることから、今後は登用試験の実施も検討すべきでないかということも考えました。

(3)内部統制の確保という部分でございますが、中段でございます。定例的な外部による事務の確認または仮ですが行政管理課の設置による内部での事務の確認等が考えられるとい

う内容でございます。それから、補助金交付事務や委託事務におけるチェックシート作成による自己チェック、課内チェックも効果的ではないか。それから、毎年度更新される総合計画について、事務事業の目的、目指すべき姿、解決すべき課題等が確認できることから、これを課内で活用することも検討すべきであるという内容でございます。

次の14ページでございます。

(4) 決裁の明確化ということで、いわゆるライン職の決裁への不参加や課長と参事における「参事職」に対する認識不一致がありましたことから、決裁の在り方については改めて周知徹底する必要があるという内容でございます。

続きまして、(5)として、事務引継ぎに係るマニュアルの作成。

人事異動とかもありますので、引き継ぐべき事項を明確化したマニュアルを示して、それを継続性を確保しなければならないということです。所属長は、事務引継により懸案事項等を確認した場合は、対応方針を決定し、課員に指示を行うなどの対応を徹底するという内容でございます。

(6)として、監査委員からの指摘に対する全庁的対応。

随時監査等の指摘事項については、その指摘事項を全庁的に共有し、同様の事案の再発防止に努めるという内容でございます。

以上のような内容で、再発防止策として考えてみました。

最終報告書については以上でございます。

次に、懲戒審査会規程第2条第1項各号に掲げる事項に関する調査報告書を御覧いただきます。

これは、職員の分限懲戒審査会規程に基づいて我々が求められた調査・審議した結果を次のとおり報告するものでございます。

2番の調査・審議の基本的な考え方として、調査に当たっては、次にとおり整理し、審議した。

なお、本件事案に係る処分の検討に当たっては、過去の不祥事案においては「事案の当事者」と「その管理監督者」という整理の下に処分の検討がなされることが基本でありましたが、本件事案については決裁といった手続行為のずさんさに起因することに鑑み、当該決裁として審議に関与した全員を本件事案の当事者とする整理を前提としたものであります。

続きまして、(1) 補助金交付事務として適正に行うべきであった処理、適正に処理がなされなかった事務を明確にするため、補助金等交付規則及び補助金交付要綱等に定められてい

る事務のうち、①として計画の認定、②補助金交付決定、③概算払い、④額の確定を適正に処理すべき事務とした上で、誰が、何を行わなかったのかを可視化した。これは、我々委員の中で数値化をしてみました。それによって、各該当職員の関わり具合を可視化したものでございます。

その上で、補助金交付事務において最も重要な手続は「額の確定」であり、当然、最終意思決定者である所属長の責任が重いことから、当該「額の確定」手続において確認行為等を怠った所属長及び管理職である担当参事の責任を加重いたしました。

(3)として、監査委員からの指摘のあった事項に適切な対応をしなかった職員及び所属長の責任を加重いたしました。

(4)として、新たな預金通帳を作成し、協議会の予算・決算に関係させず、町職員限りで運用していた不適切な事務処理に鑑み、当該預金通帳を作成し、並びに運用していた職員及び所属長の責任を加重いたしました。

審議結果といたしまして、次のページ、最終ページにございますが、氏名、処分案、意見等、各担当の処分案を検討しまして意見として提出させていただきましたが、この場においては割愛させていただきました。

以上でございます。

○委員長（山内昇一君） ありがとうございます。

説明が終了しましたので、これから質疑に入ります。伺いたいことがあれば伺っていただきます。

なお、質疑はただいまの説明以外の内容で、これまでの当局の答弁に関し確認したいことについても行っていて構いません。挙手をして質疑をお願いします。

後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 1つお伺いします。

分限懲戒審査会規程による調査報告書の一番最後に、こういう処分をしてはどうかという本委員会の意見も付記するとあるんですけども、何もないですね、資料の中には。これは公開できないものなのでしょうか。その1点、お伺いします。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 職員の処分についてでございます。

今回の案件につきましては、町が訓令で設置した内部調査委員会という形で評価報告が提出された、今まさにその状態です。当然、処分の権限につきましては、任命権者であります町



長が最終決定を行うわけですが、その手続で今、事務手続は進めてございます。ただし、現段階で確定した段階ではないので、今回はこのような表記でなっておりますので、そこは御了承いただければというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 その理由といいますか、公にできない根拠のようなものはどこにあるのかということも一言添えていただければいいのかなと思います。

様々な制約、それから個人情報といいますか、個人のこともあると思いますので、全てをつまびらかにすることで何か不利益であったり不都合があるということも当然想定はされると思いますが、今回の事案に対して注視している町民からすれば、こういった処分といいますか、こういったことをすることによって今後再発を防止しようとした案と、実際に行われた処分、任命権者であるその責任者がこういった処分が妥当であると下した結果、上がってきた意見と最後に決定した意見と、もしそこに何らかの差異であるとか違いがあるのであれば、そこも含めて知りたがっている町民、または我々議会に対しても一定程度の説明をしていただくほうがよいのかなと私は考えますけれども、現時点でこれが公開されないとその差は分かりません。委員会としてはもっと軽い処分でいいと言ったんだけど重い処分にしたのか、もっと重い処分を、これぐらいの処分が妥当ではと提示した案に対してもっと軽くしたのか、そこも分かりません。分からなくてよいのだろうかという疑問がございますので、そこに対してのお考えをお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） まだ処分が決定されている段階ではないというのは御理解いただいたかと思います。

現時点の手続上、いわゆる職員につきましては不利益処分という、慎重に執り行わなければなりませんので、まずは当該職員に対して弁明の機会を付与するというところで、その処分を各職員には示した上で、弁明の機会を今設けている状況です。その期間は2週間ということですので設けてございますので、今月下旬ぐらいにはその弁明書が各職員から上がってくるのかなというふうに思います。その後任命権者である町長が最終的には決定しますので、現時点で示されている調査委員会からの処分については、残念ながら現時点で確定したものではありませんので、今回は明らかにはされていないというところがございますので、御理解いただければと思います。

○委員長（山内昇一君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 御理解いただけるかどうかというところは、正直私もあずかり知らぬところ  
といたしますか、これを今聞いていらっしゃる皆さんがどう感じるかということではあると思  
うんですけれども、こういうふうな意見がありましたということが、そこだけ独り歩きした  
り先走ったりということも、実際確定していないわけですから、仮定の話なわけですよ  
ね。それが不確かな情報として広がってしまうことを防ごうという意図は、私もそこには理解を  
示せるかなというふうに思いました。

では、いつその処分が下るのか、見直しをお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 現時点といたしましては、今日付で弁明書の提出を求めてございま  
すので、2週間後にはその弁明書が上がってくるということでございますので、処分の決定  
はその後ということになろうかと思えます。

最終的に決定した上では、現在の懲戒処分の公表基準というものが既にありますので、それ  
に基づいて公表する形になろうかというふうに思います。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 すみません、具体的にこの日だというのは言えないですか。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 現時点としては、明確に答えられません。

○委員長（山内昇一君） そのほかにございましたらお願いします。

倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 私も今質問のありました最終ページが最大のポイントだというふうに思ってい  
ました。

最終報告がまだ日程が決まらないということなんですけれども、処分の対象になる人数なん  
かはどうなのでしょう、教えていただけますでしょうか。何人が今回の不祥事の件で処分対  
象になるのか、それをお聞きしたいのが1点目。

もう一つありまして、最終報告書をいただきました。7ページなんですけれども、聴取結果  
概要としまして、右側の欄に書かれていますが、7ページの上の2行目からですね。「正しく  
行われているとの思い込みにより、疑義を感じる事がなかった。書類の内容がおかしいと  
は気付かなかった。」その下、また同じように、「正しく行われているとの思い込みにより、  
疑義を感じる事がなかった。書類の内容がおかしいとは気付かなかった。」さらにその下も  
同じ表現。さらにその下も同じ表現。4つとも全く同じ文言で書かれています。

これはどうなのでしょう。今の言葉ではコピペ、コピーアンドペーストして埋めたというふうな印象を私なんか持ったわけなんですけれども、実際こういう回答が調書の結果として上がってきたのか、回答に誠意があるのかどうかですね。ちょっとそのあたり疑わしく思いました。このあたりの聴取結果概要、これをどういうふうに委員長は捉えられるか、御意見をお聞きしたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 最初に、人数の関係なんですけど、弁明の機会を与えている職員は13名です。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 中には直接私もお話を伺った方もおまして、その方だと、いちいち、いちいちというちょっと変な言い方ですけども、それぞれの項目についてこんな内容でよろしいですかとか、そういう確認をしながら各項目について聴取したこともありますので、一応了解いただきながら、同じコピーアンドペーストな感じにはなっておりますが、おおむね同じような意味合いであったために同じような書き方になっております。

以上でございます。

○委員長（山内昇一君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 まず人数のところですけども、13人ということでした。

この聴取の対象がたしか17人だったと思います。それで、処分は13人ということですけども、その17名のうち4名は特に問題がなかったということではないのでしょうか。そのあたりを確認したいと思います。

そのコピーアンドペースト、これは平成28年ですね。ここがちょっと、平成28年で同じ3件の聴取に対して全く同じ内容での回答が来ていると。これは同一人物、平成28年ですから同一人物がこういった回答をしているのではないかなというふうに思うわけなんですけれども、全く誠意がないとか、真剣に答えていないというふうに、やはり疑わしく思います。これは同一人物からこういう回答ということで理解してよろしいのでしょうか。あるいは複数の人間が全く同じ回答をしたというような捉え方なのでしょうか。いかがでしょう。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 人数の13人については退職者を除いた人数になっておまして、現在の、今回の処分の対象として御意見させていただいたのは現在の在職職員になります。

それから、このような同じ表現になっております。こちらも確認をしながらこのような形に

はさせていただきますが、微妙なニュアンスの違いはあったかとは思いますが、この形で同じ職員かと思えますけれども、こういう表現をさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 倉橋誠司委員。

○倉橋誠司委員 退職者4名の方ですね。このあたりの方に対する責任というのは追及する考えはないということでしょうか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 退職者の方については、今回の処分の対象にはなっておりませんので、このような形で意見をさせていただきました。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかに。

星喜美男委員。

○星 喜美男委員 職員の処分ということでございますが、13名の職員が処分を受けると。

職員はまだ公表できない、弁明の機会を与えているということですが、当然、町長、副町長が何らかの責任を取られるものと思いますが、それもまだこの場では公表できないということになりますか。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、星委員からお話のありました件につきましては、13日に追加提案をさせていただくということにしております。

○委員長（山内昇一君） よろしいですか。ほかにございましたら。

千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 何件かお聞きします。

ただいまの委員長の報告の中に、全てのここに関わった職員の聞き取りに参加したと私は思っていたんですが、全てに委員長自身が参加しているわけじゃないというようなさっきの答弁でちょっと私もびっくりしました。委員長ですので、20人とか30人いるわけじゃないので、いろいろな状況がありますが、委員長としての職責、その辺をしっかりと全うしてください。

私の聞きたいのは、今回の不正支出に関して多くの書類があると思いますが、その書類というのは、今現在、町のほうにあるんですか。その書類に関してはどういった保存というか、どういった形で今後公表するおつもりですか。その辺だけお聞きします。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 現在、詐欺として被害届を出しておりますので、警察のほうに協議会等の書類というものは行っております。

○委員長（山内昇一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 総務課長が答えるべき事案だと思うのは、私も今回の問題に関して、この問題の書類に関して開示請求、求めました。そしたら、10日ぐらい前のことなんですけど、結局開示できないということだったんです。それは、今現実的に動いていることなので、開示はできないという答え、それしか返ってきませんでした。そして、なぜかというような話も担当職員に聞いたのですが、開示請求の中の第8条の（4）に、この開示によって、身体または財産の保護、または公共の安全と秩序の維持に支障があるというような形の内容がこの第8条の（4）に書いてあります。

今、こういった形でネットの中でこの会議が流れ、また報道も来ていますが、こういった形で流れている中で、情報というのはもう全て、町民、県民、多くの人たちに伝わっていることだと思うので、この8条の（4）というのは成り立たないんじゃないかなと私は思うんです。

こういった観点から、開示に当たって私が一番最初の会議のときに、執行事務の副町長が、基本的にいろんな書類はあるのかということをお聞きしたときに、あるだろうと思うと。その後で、あるというような形の返答をされました。そういったことから、今回の補助金申請、これの決裁と支出の決裁、これに関しては調査委員長、この辺は確認していますか。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 関係書類については一応確認させていただいておりました。

○委員長（山内昇一君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 じゃ間違いなくあったということでもいいんですね。後でそれが開示されたときに、その開示した部分に何か問題があったら、これというのは役場、関わった人全部の責任だと思いますので、その辺は、委員長という責任は私は重いと思いますので、この辺、開示が、警察から、書類ですか、それが今行っているということで、それが戻ってきたときに開示はされるというような考えでよろしいでしょうか。最後にそれだけお聞かせください。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） いずれまだ捜査段階でございますので、警察に書類があると。こちらに、捜査が終わって来たときの請求については大丈夫であろうと思います。

○委員長（山内昇一君） そのほかございませんか。

佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 私も1つだけ気になるのがあるんですけども、いろいろと聴取の結果概要の

中で13人に聴取をしたというような形ですが、この文書を見ますと、誰一人、職員が申し訳なかったというような言葉遣いがなかったんですけども、その辺、調査して、その辺は誰か言った職員がいるんですか。反省するとか、これだけの事件を起こしていて、誰一人この項目に申し訳なかったとか、そういうことが書かれていない。言わないんでしょうね。言わないから書いていないと思う、調書ですから。そういう調べ方というのはどうなんですかね。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） まず、今回の各職員に対して、質問事項をこちらのほうで文書で送付いたしまして、それぞれ各職員がそれぞれの項目に対して回答いただきました。

それで、今回、報告書の中に記載されているのは、その一部分であります。中には、やはり、陳謝するような文面の中にそういうこともありました。全てないということではございませんが、あくまでこの報告書については一部の部分で表記をさせていただいて提出させていただきました。

○委員長（山内昇一君） 佐藤雄一委員。

○佐藤雄一委員 そういう方もいるということで、モラルの欠けている職員もいるし、丁寧な説明を返答してくれた職員もいると。あまり隠し事のないような形で発表というか、公表していただきたいと思うわけでございます。それをお願いしておきます。

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） 初めにですが、先ほど来、いろいろな御意見が出ておりまして、処分についての白紙、個々の職員の処分の結果というか、調査委員会から出た結果を報告しているわけですけども、今日の段階で白紙だと。

白紙について、議会といたしましてもこれでよしということで受けているわけなんです。受けていると。その辺の内容について、局長のほうから今説明、ちょっと待ってね。そのほかにもお話ししたいことがあります。

9月1日に特別委員会、私のほうから発言させてもらいました。その段階で1,600万円ですか、不正に流用したと。詐欺罪として警察に被害届を出したという話であります。その中で、時効になっている620万円を引くと1,240万円、これが詐欺に遭った被害額だということで警察に被害届を出しておったと。9月1日に、私ここで述べさせてもらったのは、猟友会に協議会から9万9,000円支出があったと。それは担当課の関係する職員が、これは関わって出しているものだというので、監査委員からも不適正な支出であると指摘されました。猟友会のほうにその話をして返金してもらいました、9万9,000円。協議会の通帳に入っているかど

うかはまだ分かりませんが、一応獵友会からはそのお金は返金されたと。さてさて、じゃこの9万9,000円も被害届の額として警察に行っているわけです。その辺のようになっておるのか。我々に執行部のほうからお話があったのは1,240万円の被害額だということで詐欺罪で被害届を出しておると。その9万9,000円、返金になっているわけですから、その分の変更はかけてあるのかどうかですね。それが1つ。

それから、執行部から我々に説明があったのは、こういった額の内容についても後で、後で弁護士さんのほうから、要するに内容的な報告、意見書を出すというお話でありました。私、今日出てくるもんだと思っていたんですよ、弁護士の。この1,240万円、詐欺罪に該当するということで弁護士さんから言われて出したんだらうから。その内容については後で報告、意見書を出すということで待っていたんですけども、今日の段階ではまだ来ていないと。さてさてどうなりましたか。これ大事なことなんですよ、一番。その辺は総務課長担当でしょうから、その辺をまず2つね。まず最初に局長の、いいですか、委員長。

○委員長（山内昇一君） 事務局長。

○事務局長（男澤知樹君） まず、本日の特別委員会の資料の内容につきまして、当局と事務局で協議、相談をいたしております。その中には、議長と委員長も入った中で相談をさせていただきました。この処分の案の具体的内容についての示し方ということで協議をさせていただきました。

端的に言いますと、職員に対する処分は町長の裁量権です。議会がどうのこうのと言うべきものではないというのがまず考え方の一つにございました。

もう一つの観点として、本特別委員会が立ち上がったときの調査、何を調査するのかといった部分は、なぜこういう問題が起きたのかの原因の究明、そして再発防止に関する提言といった大きな2点が確認されておりました。そういったことから、今回この具体の13名の案につきましては、あえて委員会の委員資料とする必要はないのではといった形でこのような示し方、提出の仕方について当局と合意をして本日に至っているというものでございます。

加えて、もう一つ挙げれば、処分が出された後の取扱いにつきましては、町のほうの公表基準によってされるんだらうと。これも議会がそのことに対してどうのこうのと言うべきものではないといったことから、今回このような資料の提示とさせていただきます。事務的な内側ですけれども、申し上げさせていただきます。

以上であります。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 2点ございました。

まず1点目の猟友会分の返還がされたならば被害額から除かれるのではないのかという御質問ですが、当然、猟友会から返金された9万9,000円に関し、本人の関与などがなかったということであれば、本人個人が弁済する金額からは除かれるものというふうには思われます。

ただ、現在のところ、私的流用した額について警察側で精査している状況でございますので、使途、使い道あるいはそれぞれの支出に至った経緯など着眼する必要があると思われます。警察の捜査も進んでいる段階で私のほうから軽々に申し上げられる状況ではございません。

それと、顧問弁護士からの意見書でございますが、捜査が進むに当たりまして、今御指摘のありました猟友会の9万9,000円といったような町の関与的な部分も少し出てきているのが実情でございます。そういった中で顧問弁護士も調査を進めている中で内容が変化しているといったことから、顧問弁護士の先生も事案の経緯、経過等、さらに改めて精査をしているということで時間を要しているという状況でございます。

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） 我々ね、報告、その1,240万円を被害額として警察のほうに被害届を出したというだけの話しか受けていないわけです。だから、今のような話になると額が変わってくるんでないかなと。それじゃ警察のほうの捜査を待たなくては何ともならないということになりますかね、弁護士先生の意見書も。そうすると、この金額はもう全て、ここに書かれた金額は白紙に戻さなきゃならないんじゃないですか。幾らになるか分からないんだから。そういうのがあったら、最初にこの会議が始まると同時に話さなきゃなんない、私からこういうふうに言われる前に。我々は皆さんから説明を受けたまま、だけですから。そうなんだなということでのいるわけです。

前回、私もお話しさせてもらったのは、皆さん出席しなかったんですけども、監査委員の報告書を見ると、町の担当職員が関わった案件が幾つかあるわけですよ、関わって支出したものが。そういうものも町が知らないところで個人が勝手にやったんだという、詐欺罪に該当しないと私は感じているんです。言っている意味、分かりますかね。そうすると、果たして無理があるんじゃないのかと。皆さんから私どもにお知らせされた額で詐欺罪、立証というか、それが全て詐欺罪にならないんでないか。多分、弁護士先生もその辺で頭を痛めているのではないかなと思いますよ。監査委員の報告書から町が調べたやつは全部出したんでしょ、弁護士さん。この金額を出したとき、町は警察に被害届を出してもいいというときには監査委員の報告書やっていたったんですか、弁護士さんに。後でしょう、多分。監査委員



の報告書を見て、弁護士先生もあれあれこれとは思っているんじゃないですか、今。私はそう推測していますよ。その辺、私の言っていることが違ったら話してください。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 議長がおっしゃっていることについては、まさしくそのとおりでございます。

先ほども私申し上げましたとおり、捜査が進む段階、こちらの調査も含めてなんですが、そういう中で町が関与している部分が少しずつ出てきている。例えば、いい例がクレイ射撃場の関係。そういったものも含めて時間を要している一因になっています。

町のほうで、数字が独り歩きするので、あまりこういう場で申し上げたくはないんですが、町のほうで調査した中では318万円ほどが私的な遊興費に充てたのではないといったような整理はしている状況下です。ただ、その額が確実性があるかというのは、まだ捜査段階ですので、明確にお答えすることはできません。

詐欺、非常に届出を出す段階で、書類そのものから偽ったものということで詐欺ということを出して、現在、全てが詐欺という部分ではないといった状況は確かに明らかになっています。ただ、警察のほうから詐欺では適用になりませんよといったような答えをいただいているわけではございませんので、そこは今後の捜査の進捗状況を見極めた上で対応していきたいと思っています。

○委員長（山内昇一君） 議長。

○議長（三浦清人君） 今、総務課長の説明で大分分かりましたけれども、じゃいつ頃ね、詐欺だよと、町が本当に被害を受けた金額というものが出てくるのか。いつの時期にね。そして、その被害額を今度は本人に損害賠償として訴えるんでしょうから、それはいつ頃になるんですか。その辺。

詐欺罪が成立して、刑事罰は別としてね、町に損害を与えた金額を損害賠償で出すんでしょう。それで、それがいつ頃になる予定なのか。今の段階だと、警察の調べが終わらないと何とも言えない。弁護士先生の意見書も多分警察の調べが終わらないと、その意見書も出てこないという形になるのかなという思いでいるんですが、果たしていつのことなのか。その辺、推測でいいですから、大体のめどを。

言いたくないけれども、消防屯所のように個人にだけに押しつけてしゃんしゃんしゃんというわけには今回はいかないということだけは言うておきますよ。町民が黙っていないから、今度は。それは議員も皆同じだと思います。今回は違いますからね。町も関わっていたんで

すから、町も。知らないところでやったなんていうことじゃないですからね。町も一緒になってやったという解釈にもなるわけですから、その辺、分かっていただきたいと思います。その辺どうですか。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 現時点でいつ頃になるという目安も私どもは分からない状況です。

○委員長（山内昇一君） それでは次に及川幸子委員。

○及川幸子委員 1点お伺いします。

何しろ私も素人なものですから、今、詐欺罪として南三陸警察署に被害届を出している状況です。それが、ただいま議長の間いに対して、結果が出るのがいつになるか分からないということなので、私もこの件については重く受け止めていますので、数字として出ている1,240万円、これは損害賠償請求ということで民事のほうで出していかなきゃないんでなかろうかなと気持ちにはあるんですけども、そのやり方として、今、被害届を出しているうちはできないかと思われるんですけども、その辺はいかがか、もし知っている人がいればですね。それと別個に出されないかと思うんですけども、もし出そうとした場合、分かっている方があればお知らせください。

○委員長（山内昇一君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 先ほど、議長に答弁いたしましたけれども、いつ明確な答えが出てくるか分からない状況で、今の御質問にはなかなか答えるのが難しいという回答にさせていただきます。

○委員長（山内昇一君） 及川委員、よろしいですか。

では、次にどなたか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 何点か一応確認させていただきたいと思います。

最終報告書なんですけれども、その中の10ページ、事案発生の要因ということで報告があります。例えば要約して、「認識不足」「知識不足」「確認不足」「思い込み」「他人任せ」ということに要因があるということで、大きくは職員個々の意識、職責の認識。あと2番目に組織としての機能・対応。3番目に人事面での対応という、そういう要因を報告されたわけなんですけれども、そこで、これまで調査してきて、共済さんを信用、信頼して今回の事業をしてきたという、そういうことが分かってきたんですけども、この最終調査の聞き取りというか、その結果にも、正しく行われていたという思い込みとか、そういったことが随分出ています。ということは、今回この処分というか、そういったことを受ける職員の方たちは、

私思うに、信用してきてやってきたことに対して、角度を変えてみると、善意の第三者というんですか。そういう言葉はちょっとおかしいんですけれども、そういった形で、たとえ少しでも疑念があったら判こを押さないと思うんですよね。そういった思いの中から、今回の発生原因の中に、先ほど最初に申し述べた中で確認不足というか、私、今回の発生の原因の中で大きく占めるのが、現場を確認するという、そういう仕事というんですか、そういったことがなされていなかったこともあると思います。その点、発生要因について伺いたいと思います。

あと、再発防止なんですけれども、これも大きく法令遵守に向けた意識改革、(2) 番目、組織風土の変革、(3) 内部統制の確保。このようにうたわれていますけれども、私はここでも再発防止の上で大切なのは、発生原因、同じように現場の確認というものが委託事業補助金を使ってやる上で、それも一つの再発防止になるのではないかと思いますので、その点どのように考えるか伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 総合支所長。

○総合支所長（三浦勝美君） 今回、職員の聴取の中で確認しますと、やはり現場確認不足というのが見られます。そして、再発防止策を今回述べさせていただきましたが、我々事務の執行の中で現場確認するのは当たり前というか、それは必要なことではあると思いますので、具体的な表現はしていませんが、それは必要なことであると思っておりますし、今後もそれは抜きなく我々していくべきであるとは思っています。

○委員長（山内昇一君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 委員長のほうからもそういった話がありましたけれども、実際、本来なら再発防止にそういったことも私は入れてもおかしくないと思います。

つい先日、新聞の報道で、公務員の方たちで心を病む人たちが随分増えてきたという、そういう報道がありました。今回このように、私先ほど言ったような、信用して全部行ってきた事務が、振り返ってみたらそれが不適切だったということで処分等を受けるということ、それは大切なことかもしれませんけれども、今後、人材育成その他していく場合に、いろいろな研修、スキルアップ、それも大切でしょうけれども、逆に、タマネギの皮をむくように、そういう締めつけといたらおかしいですけれども、そういったことをしていくことによってよりよい人材が育っていくかという、そういう懸念もしています。逆にこういった状況を見て、先ほど言ったように、公務員の方たちが心を病むということは、例えば将来の希望とか、そういったものにも影響すると思うんですけれども、育たないよりも、もう一方は、こ

ういった処分等も必要なんでしょうけれども、優秀な人材の方が離れていく、そういうことも懸念しなければならないと思いますので、今回のこの処分等も十分そういった今後のことに関して考慮して行うべきだと思いますが、その点伺いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町長、お願いします。

○町長（佐藤 仁君） 最後に処分の責任者ということですので、今、今野委員の御指摘の部分も、そういう思いというのは私も考えてございます。しかしながら、これはしっかりと処分すべきものは処分すべきものということにならざるを得ないだろうというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） ほかに。

高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 1つ、前委員もちょっと触れたようですが、調査報告書が出たわけですが、この中での再発防止、うたってあるわけですが、再発防止についていろいろ内部の委員会で調査に基づいて提案といいますか、意見といいますか、述べられておるわけですが、述べられているものの、実現の可能性については一切考慮しないと。提案はしますけれども、やるかやらないか分かりませんよと言っていると私は解釈するんです。これをやるかやらないかは町長がこれから判断、指示するんだろうと思いますけれども、この報告書を捉えて、この報告書のとおりといいますか、報告書に基づいてこれからの判断をするのかあるいは町長自ら考えがあるのか、これから指示していくべきですね。今の段階で考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の一連のこういった不祥事の問題を踏まえまして、再発防止ということで、これまでも総務課長のほうからも答弁させていただいておりますが、内々に我々も副町長、総務課長を入れて今後の在り方ということについては検討してございます。ここで具体にということではなくて、そういう御指摘が多分出るだろうということは当然我々も予想してございますので、そういったことにならないような形の中で、とにかく再発防止を第一義に考えながら対策を取っていきたいというふうに思っております。

○委員長（山内昇一君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 検討している中で1つ申し上げたいと思うのは、コンプライアンス委員会を設置の案もある。多分これは設置していくのかなと思いますけれども、コンプライアンスと申しますと、法令遵守ということにだけとらわれているようでありますが、なかなか法令と

法律と社会常識というのは一致しませんので、その一致しない部分もやはり公務員として常識も守らなきゃないと。そのことも深く取り入れて、コンプライアンス法令等遵守、このようなコンプライアンスの教育といたしますか、そういうことを私受けた経験がありますので、要はおてんとう様も見てますよと、法律だけではありませんよと。法律だけ守ってれば常識守らなくてもいいのかということにはなりませんので、その辺あたりも十分考慮していただきたい。

○委員長（山内昇一君） 答弁はよろしいですか。（「ありません」の声あり）

ほかにございますか。そのほか質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これで南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の発生原因についてに関する質疑を終わりたいと思いますが、最後に町長、副町長から発言があればこれを許します。ございませんか。（「最初に話しましたから」の声あり）

では、副町長、今回、最終ということですが、何かこの機会にございましたら。

○委員長（山内昇一君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 最終というのがなかったものですから。

先ほど、冒頭でちょっと御挨拶をさせていただきましたので、最後、あと次回にでもと思ったんですが、そういう事情でしたらば、改めて私のほうから一言御挨拶を申し上げたいと思いますが、町議会議員の皆様方には、不正流用問題に関しまして幾度となくこういった会議を開いていただきまして様々な角度から御意見を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

先ほど来、お話しありましたように、とにかく我々がすべきことは、二度とこういった問題を起こさないということを改めて職員一同肝に銘じながら日々の仕事に当たっていくということを皆さんに改めてお誓いを申し上げたいというふうに思っております。

大変議員の皆さん方には御迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げたいというふうに思います。大変ありがとうございました。

○委員長（山内昇一君） 副町長、ございませんか。

○副町長（最知明広君） では最後に、町長からも御挨拶がありました。二度と繰り返さないと言いながら、これで3回、4回というようなことになってしまいました。誠に皆様には御迷惑をおかけいたしました。

今回、こういう形で報告書が出ましたので、ありとあらゆる方策を講じて、今度こそ再発防止に徹底して取り組むということをお誓いを申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

ございました。

○委員長（山内昇一君） それでは、改めて本日の質疑を終わりとさせていただきます。

執行部の皆さんについてはここで御退席をいただきたいと思います。どうも大変御苦労さまでございました。

（代表監査委員及び執行部退席）

○委員長（山内昇一君） それでは、皆さんに私からお諮りいたします。

本特別委員会については、6月29日に設置されて以来、本日まで7回の会議を重ね、問題発生原因について、再発防止について、そして責任の所在、取り方について質疑や議論を行ってきました。この間、町当局や代表監査委員に対し様々な観点から質疑を行うとともに、宮城県農業共済の職員4人を参考人として呼び出し、不正流用事案の発生原因について質疑を行うといったこともいたしました。

前回の特別委員会においては、委員全員から発生原因、再発防止策について御意見を賜り、本日は町内部事務調査委員会から町長に提出された最終報告書に関し質疑を行いました。この不正流用事案の本当の意味での最終的な決着はまだ先になるかと思いますが、本特別委員会の設置目的であるこの問題が発生した原因について及び再発防止についての可能な限りの調査については行えたものと考えております。そこで、当局に対し、議会の意思、意見をお伝えできるところまで来たのかと考えております。

そこで、お諮りします。

本調査については、本日をもって終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

それでは、次回の委員会において委員長報告書の案をお示ししたいと存じます。その際、その案について委員皆様から御意見をいただきたいと思います。なお、その案には当局に対する議会としての意思、意見書案について言及する考えであります。

このように執り進めることについて御意見があれば伺います。意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

ありがとうございます。

それでは、そのように執り進めたいと思います。

その他特になければ、次回の委員会の開催日程についてお諮りいたします。

次回の開催日程については、議長、正副委員長に一任していただきたいと思います。これに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

それでは、そのように執り進めます。

以上で本日の会議を終了したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（山内昇一君） 異議なしと認めます。

ここで、副委員長から閉会の挨拶をお願いします。

○副委員長（村岡賢一君） 本会議終了後に調査特別委員会、委員の皆様方にはいろいろと御審議をいただきました。ありがとうございました。

まだ結果がはっきり分からないところもございますけれども、一応、会といたしまして調査の重要な部分については終えたと認識しております。どうもありがとうございました。

○委員長（山内昇一君） 以上で、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を閉会いたします。

委員の皆様、大変御苦労さまでございました。

午後3時02分 閉会